

指定管理者制度に関する基本方針

平成16年12月

高槻市

目次

指定管理者制度に関する基本方針

基本方針の考え方	1
指定管理者制度の流れ（イメージ図）	2
指定管理者制度の導入にかかる方針	3
1 指定管理者制度の原則適用	3
2 指定の手続	3
3 外郭団体（出資法人）に対する考え方	6
4 個人情報の保護	7
5 情報の公開	8
6 指定管理者制度における予算との関係	8
7 指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応	8
8 指定管理者が管理する「公の施設」で事故があった場合の 損害賠償請求の対応	9
9 市と指定管理者との間で締結する協定に盛り込むべき事項	9
10 指定管理者の事業内容等の点検	10
11 その他	10
指定管理者制度の概要	12
1 指定管理者制度の法制化	12
2 指定管理者制度を適用するに当たって、地方自治法及び 国の通知により必要とされる事項	13

指定管理者制度に関する基本方針

基本方針の考え方

(1) 制度の概要

指定管理者制度（公の施設の管理代行）は、公共施設の「公」から「民」への開放を促進させる制度であり、平成15年9月施行の改正地方自治法により創設された制度である。

この新しい制度は、従来、「公の施設」の管理に関し、地方公共団体が出資した法人又は公共団体、公共的団体に限定されていた「管理委託制度」から、出資法人等以外の民間事業者等を含む、議会の議決を経て指定される指定管理者が管理を行う制度、指定管理者制度に転換したものである。民間事業者の能力や経営ノウハウを活用した、効果・効率的な施設運営や多様な市民ニーズへの対応等の効果が期待されるなど、画期的な性格を有するものである。

(2) 本市の考え方

本市では、早くから外郭団体を設立し、「公の施設」の管理運営を委託することにより、効率的な施設運営と施設管理の行政責任を果たしてきた。指定管理者制度への移行は、こうした外郭団体の果たしてきた役割に留意しつつ、外郭団体への派遣職員の処遇や収益性の高い施設への適用要件の検討を行い、指定管理者制度の導入を図ることとするが、下記に述べる背景を有することから、一時的な直営への転換も含め、段階的に進めることとする。

(3) 留意点

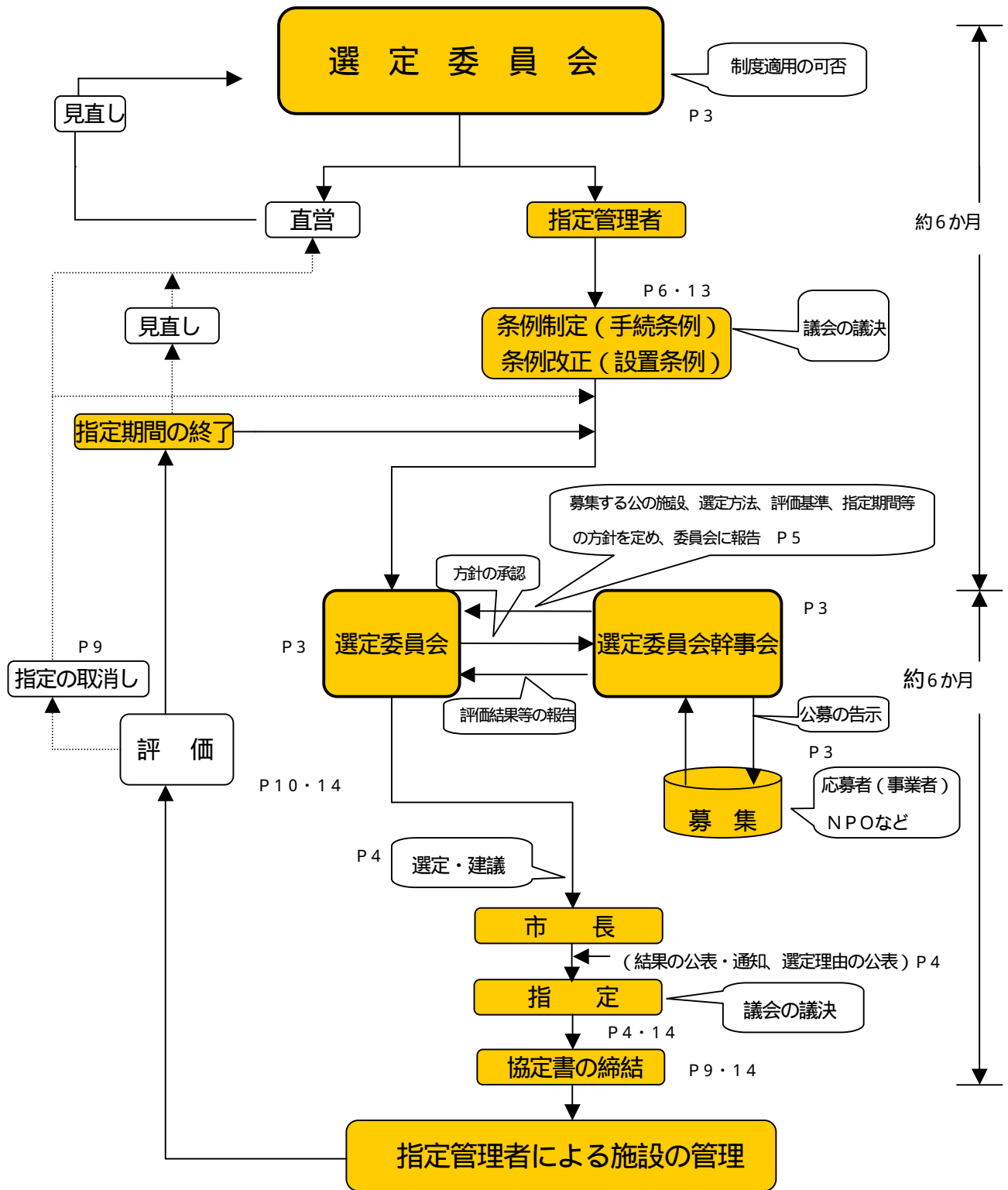
本方針は、現在、管理委託されている「公の施設」の指定管理者制度への移行に関する基本的な指針を示すものであるが、平成16年3月に策定された行財政改革大綱で示されているとおり、本市は、今後10年以内に半数以上の職員が定年退職するという、人事業務執行上、極めて困難な状況をむかえる。

このような中で、資料で示した社会教育・文化施設、福祉施設など、計画的な職員の雇用と行財政改革が目指す事務事業の外部化の促進との整合性を図りながら、外郭団体の今後のあり方などを検討し、指定管理者制度の活用を進める。

また、直営施設についても行財政改革への取り組みや他の自治体の動向等に留意しつつ、制度導入の検討を進め、平成18年3月までにその基本方針を策定することとする。

なお、本方針は、本制度が新しい制度であり、他の自治体もその実施について模索している状況にあり、本市としても制度の定着と充実を図るため、内容を継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うものである。

指定管理者制度の流れ（イメージ図）



指定管理者の指定に向けた流れ（イメージ図）

	議 会 手 続	庁 内 手 続
平成16年 10月 11月	基本方針（報告）	基本方針（案）策定 〔指定管理者選定委員会 指定管理者選定委員会幹事会〕の設置準備 手続条例の準備
平成17年 3月 4月	手続条例の制定（議決）	手続条例の提案 指定管理者選定委員会、同幹事会の設置 指定管理者選定委員会 指定管理者制度を活用する施設の決定 同幹事会 委員会の決定を受け、評価基準、指定期間、選定方法等の検討と委員会への報告。 設置条例の改正の準備
6月 7月	公の施設の設置条例の改正（議決）	指定管理者の募集〔幹事会〕 募集の告示、申請書等の準備 募集の受付（期間3週間）、評価・選定、 協定書の詳細の検討 指定管理者（候補者）の決定〔選定委員会〕
9月	指定管理者の指定（議決）	協定書の締結 予算措置 業務の説明・引継ぎ 外郭団体との調整
平成18年 4月		指定管理者による施設に管理

* 上記のイメージ図は案件や議会の関係等により変更になることがあります。

指定管理者制度の導入にかかる方針

1 指定管理者制度の原則適用

指定管理者制度は業務委託に比べ、法制上、選定手続の公正性・透明性を担保する手続が設けられており、市民に対する説明責任を果たせる仕組みとなっていることから、今後「公の施設」の管理に当たっては、原則として指定管理者制度を適用する。

ただし、施設の類型（施設の性格、設置目的等）に応じ、以下の分類により指定管理者制度を適用する指針とする。なお、指定管理者の公募に応募する者は、施設管理者としての責任の行使がより迅速に行える体制と能力を有する団体とする。制度への移行に当たっては、外郭団体への派遣職員の処遇等を見極めつつ、一時的な直営への転換を含め、今後3～5年以内を目途に段階的に進める。

また、今後、直営施設についても、制度の適用が有効な施設については導入を図る。

(1) 民間企業が既に事業展開している、または事業展開が可能な分野で、民間事業者等の企画力、サービス、経営ノウハウが発揮され、市民ニーズの効率的・効果的な実現が期待できる施設については、その円滑な管理運営を行うことができる指定管理者を広く公募のうえ、選定する。

(2) 施設の管理とともに関連する市の事業を併せて実施している施設については、当分の間、資格等の一定の条件を付して、指定管理者を公募のうえ、選定する。

(3) 指定管理者を特定することができる場合は当分の間とし、その要件は以下のとおりとする。

ア．施設の設置目的、利用形態、地域振興などにより、予め定められた団体を指定管理者とする場合。（公民館施設など）

イ．施設の事業内容によって、事業の継続性という観点や現受託団体の実績から、現受託団体を引き続き指定管理者として指定することが適当であると認められる場合。

ア、イの場合にあっても、選定委員会は指定管理者についてP5(4)の評価基準に基づく審査を行う。

なお、当該「公の施設」の公募に当たって、応募する事業者並びに選定の評価基準を満たす事業者がなかった場合には、当該「公の施設」の設置目的を効果的・効率的に達成することができると判断される市の出資団体や公共団体、公共的団体を指定管理者の候補者として選定することができることとする。

2 指定の手続

(1) 指定管理者選定委員会及び指定管理者選定委員会幹事会の設置

現在の管理委託施設及び直営施設への指定管理者制度の適用の可否、並びに指定手続の公平性、透明性を担保するため、庁内に指定管理者選定委員会及び指定管理者選定委員会幹事会を設置する。

ア． 指定管理者選定委員会

指定管理者選定委員会は助役を長とし、市長公室、総務部、財務部、（教）管理部の部長並びに学識経験者等第三者の参画を得て構成する。

委員会は指定管理者候補者の決定と市長へ建議、並びに現在の管理委託施設並びに直営施設への本制度適用の可否を決定し、指定管理者選定委員会幹事会に指示するとともに、同幹事会が作成した選定方法等について審査する。

[所掌事項]

- ・ 現在の管理委託施設並びに直営施設への指定管理者制度適用の可否の決定。
- ・ 幹事会が作成した、指定管理者の指定を受けるための応募資格、指定管理者の選定のための評価基準、協定書及び指定の期間等の審査。
- ・ 幹事会が行った、指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価基準に基づく評価結果の審査並びに指定管理者候補者の決定。
- ・ 指定管理者候補者の市長への建議（市長は選定結果・理由の公表、通知を行い、議会へ提案する）
 - * 選定委員会の公平性、透明性を高めるため、委員会の構成については行政職員のみではなく、学識経験者等（弁護士、会計士、大学教授等）の第三者の参画が必要である。

イ． 指定管理者選定委員会幹事会

指定管理者選定委員会幹事会は、各「公の施設」を所管する部に設置し、所管部長を長とする、関係課長をもって構成する。

幹事会は、「公の施設」ごとに選定方法等の決定と選定手続を実施し、指定管理者選定委員会に報告する。

[所掌事項]

- ・ 指定管理者の指定を受けるための応募資格の作成
- ・ 指定管理者の選定のための評価基準の作成
- ・ 指定の期間の決定
- ・ 公募の事務
- ・ 指定管理者の指定を受けようとする事業者の評価基準に基づく評価（複数の事業者を選定）の実施
- ・ 指定管理者と締結する協定内容の決定

(2) 指定管理者の選定過程の公開

ア． 指定管理者の選定は

指定管理者となる事業者の資格、選定のための評価基準等の設定
指定管理者の指定を受けようとする事業者の募集、応募
応募団体の評価

指定管理者の決定

という過程をとる。この過程で作成される文書については、原則として公開となるものであるが、本市の情報公開条例第6条第1項各号に定める「非公開情報」に該当するものは公開することができない。ただし、「非公開情報」に該当するものであっても、期間の経過により、これに該当しなくなったものについては、公開する。

イ. 会議

指定管理者選定委員会、同幹事会の会議については、率直な意見交換が損なわれるおそれがあること、また、具体的な法人等の技術情報や信用情報にかかる内容が取り上げられる可能性があるため、会議そのものは非公開とする。〔審議会等の会議の公開に関する指針 5(1)、(2)〕

(3) 指定管理者となる団体、指定管理者の指定を受けるための応募資格

指定管理者となる団体は、法律上制限はない。しかし、「公の施設」の事業内容によって指定管理者となる団体は異なり、一律には判断できない。そのため、指定管理者の指定を受けるための応募資格は、「公の施設」ごとに前述の幹事会で検討し、選定委員会で審査する。

(4) 指定管理者選定の際の評価基準

施設の特性の如何にかかわらず、必要とする基準は次のとおりとする。(必要に応じ、細目を設定する。)

- ・ 団体の安定性、継続性
- ・ 団体運営の透明性、公正性
- ・ 団体運営における法令等の遵守状況(特に、個人情報保護、情報公開に関する法令の遵守)
- ・ 情報セキュリティ対策への取り組み
- ・ 運営実績
- ・ 効率的運営、効率化への取り組み
- ・ 受託への意欲、熱意
- ・ 施設管理の安全性への配慮
- ・ 利用者への対応(接遇)
- ・ 職員の育成
- ・ 団体の理念、姿勢、社会的責任

その他、施設の特性に応じた評価基準を設定する。また、施設管理以外に事業の実施を含める場合には、事業の独創性、自主事業の提案内容を加味する。

(5) 不服申立て

指定管理者の申請を行ったが、結果として選定されず、指定されなかった場合は不服申立ての対象となる。(指定管理者の指定は行政処分)

(6) 指定管理者の指定の期間

指定の期間は3年～5年の範囲内で、「公の施設」ごとに選定委員会で個別に決定する。

PFIにより施設の建設を行い、指定管理者となる場合はPFIの期間とする。

(7) 利用料金制の採用

施設使用の対価(使用料)を指定管理者の収入とする利用料金制度の活用については、施設の性格に応じて決定する。決定に当たっては本制度の趣旨である「住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図る」を基に検討を行う。特に収益性の高い「公の施設」については、徴収委託制の選択や収益金のうち合理的と認められる範囲内の金額を市に納付させる制度を導入する。

合理的な範囲については、各指定管理者選定委員会幹事会で検討を行う。

* 利用料金制を採用する場合は、条例で定める利用料金額の範囲内で指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定めることになる。

ただし、この場合にあっても、「公の施設」の設置条例に基本的な枠組み(利用料金の金額の範囲、算定方法等)を定める必要(地方自治法第244条の2第9項)があり、また自治体の長の承認が必要であることから、指定管理者が自由に利用料金を設定できるわけではない。

なお、指定管理者に利用料金額を定めさせず、条例で具体的に定めることも可能である。

(8) 条 例

指定管理者の選定のため、包括的な手続条例を制定する。

(9) 指定管理者制度導入に要する期間

指定の手続等の条例化と指定管理者の指定についての議会の議決手続が必要であることから、2回の議会分の期間が必要となる。このほか、指定管理者等への事務の移管等準備期間を考慮する。(イメージ図参照)

3 外郭団体(出資団体)に対する考え方

指定管理者制度の導入により、「公の施設」の管理運営を受託してきた外郭団体は、引き続き、無条件に指定を受けることはできない。一事業者として、民間事業者と競争し、市の指定を受けることとなる。

外郭団体は、今までに蓄積した管理運営に係るノウハウを活用しつつ、民間事業者と競争し得る経営能力を高めるため、財政基盤、企画力等の強化に努める。

指定を受けることができない場合には、事業・組織の縮小や場合によっては解散も視野に入れた対応が必要である。

- * その場合、派遣職員、再任用職員、団体雇用職員の処遇が課題となる。
 - ア．派遣職員は職務に復帰することが義務付けられていることから、市が受け入れる。
 - 高槻市公益法人等への職員派遣等に関する条例（第5条）
 - 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（第5条）
 - イ．団体が直接雇用した職員については、団体においてその処遇等を決定する。
 - ウ．再任用職員については、行財政改革が進められているなか、新たな再任用職員の活用場について検討を進める。

4 個人情報の保護

（1）指定管理者への適用

「公の施設」の管理運営業務を受託している市の出資法人には、高槻市個人情報保護条例において、同条例の趣旨にのっとり、個人情報の保護に努めるとともに、市が出資法人に対し必要な指導等を行うことを定めている（条例第25条の2）。

指定管理者の導入に当たっても、個人情報の保護をどのように図るかという点では同様であり、指定管理者が管理を通じて保有する個人情報の取扱いについては、同条例において、出資法人と同様の規定を適用する必要がある。

（2）罰則規定

高槻市個人情報保護条例では、「公の施設」の管理運営業務を受託している者は市から個人情報の処理業務の委託を受けた者として、当該処理業務に関して知り得た個人的秘密を漏らしてはならないとし（第24条第3項）、その違反に対しては3万円以下の罰金に処すこととしている（第30条）。

国においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」において、行政機関の職員及び受託業務従事者に対して罰則（第53条～第57条）が設けられ、平成17年4月から施行されることになった。

同法は、国の受託業務従事者について、個人情報の取扱いに係る義務の違反については、構成要件を厳格にした上で、より厳しい罰則規定を設けている。

現行条例の個人情報の処理業務の委託を受けた者に対する罰則についても、構成要件等を整備した上で、国の受託業務従事者に準じた罰則に引き上げ、指定管理者の業務従事者についても、同様の罰則を課すのが妥当である。

これらの業務従事者は、市の職員に代わって個人情報を取り扱うものであること、また国の職員に対しても国家公務員法の守秘義務違反等に係る罰則に加

え、上記の罰則が設けられたことから、これとの均衡上、市の職員に対しても地方公務員法とは別に、条例で国の職員に準じた罰則を設けることが妥当である。

5 情報の公開

「公の施設」の管理運営業務を受託している市の出資法人には、高槻市情報公開条例において、同条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に努めるとともに、市が出資法人に対し必要な指導等を行うことを定めている（条例第25条）。

指定管理者の導入に当たっても、情報の公開をどのように図るかという点では同様であり、指定管理者が管理を通じて保有する情報の取扱いについては、同条例において出資法人と同様の規定を適用する必要がある。

6 指定管理者制度における予算との関係

（1）指定管理者の選定手続を行う場合の予算の扱い

指定管理者の指定には予算の裏づけが必要となるが、指定管理者の選定手続や指定についての議会の議決は、指定（行政処分）を行うための準備段階であることから、その段階での予算措置（債務負担行為）は不要と考える。したがって、指定は予算の議決後、または予算の議決を停止条件として行う。

なお、選定手続のなかで、指定管理者の指定を受けようとする事業者に提出させる、事業計画書のうち、人員配置計画書や予算執行計画書（年間収入計画、同支出計画など）については、ある程度、市として予算規模を想定し、説明する必要が生じる。この段階においては、事業者に対し、あくまでの試算、準備段階であることを理解させる。

（2）指定期間中の予算の扱い

指定管理者の指定を受ける者にとっては、指定期間内の経費が担保されることが望ましい。市にとっても指定期間中の経費があらかじめ確定できることは、財政計画上のメリットがある（社会経済状況が反映できないデメリットもある）。しかし、「公の施設」の性格によっては、複数年の必要経費を精緻に算定できない場合が想定されることから、委託費の額等、細目的事項を定める「協定書」の締結期間を「公の施設」の性格により、複数年と単年度にわけるとする。

従って、指定の期間と協定の期間は一致しない場合がある。

7 指定管理者制度を適用した場合の苦情等への対応

（1）指定管理者が行った利用承認・不承認に対する不服申立て
市が受けることになる。

（2）施設利用に際してのサービス内容に対する苦情等

指定管理者が対応する。指定管理者は利用者の苦情等を受ける体制を整備

する。

市としても、指定管理者が行ったサービス提供に関する苦情等の処理対応を行う。

8 指定管理者が管理する「公の施設」で事故があった場合の損害賠償請求の対応

(1) 市が設置した施設自体の瑕疵により損害が生じた場合

市に損害賠償義務が生じる（国家賠償法第2条）。ただし、指定管理者が行った維持補修等に起因する場合には、指定管理者に損害賠償義務が生じる場合があり得る（民法第709条）

(2) 施設の管理に瑕疵があり、損害が生じた場合

指定管理者の管理に過失があった場合は、指定管理者には損害賠償義務が生じる（民法709条）。また、市にも損害賠償義務が生じる（国家賠償法第2条）

損害を被った者は、指定管理者と市の、どちらを相手に損害賠償請求をしてもよいことになる。こうした、指定管理者と市との両方に損害賠償義務が生じる場合に、損害を被った者の請求に応じて、どちらかが損害賠償金を支払った場合には、市と指定管理者との間で事故に対する責任の割合に応じて、相手方に対し、求償を行うことになる。

9 市と指定管理者との間で締結する協定に盛り込むべき事項

指定管理者制度と締結する協定には、次の事項を標準仕様として盛り込み、指定管理者制度の透明性を高める。

- ・ 事業、管理業務の実施内容に関する事項
- ・ 施設の使用料の扱いに関する事項（利用料金制、又は徴収委託）
- ・ 市が指定管理者に支払うべき管理費用に関する事項（積算方法、清算の要否等）
- ・ 施設の補修等に関する事項

施設の根幹にかかる補修については施設の所有者である市が負担すべきだが、運営上生じる、軽易な補修については管理費用の範囲内とすべきである。

- ・ 個人情報の保護に関する事項
- ・ 情報公開に関する事項
- ・ 苦情処理に関する事項
- ・ 事業実施内容等の点検に関する事項

指定管理者の指定の取消しを判断した場合、取消しの効力発生時期を次の指定管理者の選定に要する期間後とすることが望ましいことから、協定には取消しを行っても、効力発生時期までは管理業務を継続することを盛り込むこととする。

- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

- ・ 指定の取消し及び指定期間満了により、管理運営に必要な事項等の新指定管理者への引継ぎの義務化。
- ・ 事故等にかかる損害賠償請求に関する事項
 - 指定管理者と利用者との間に生じた損害賠償に関する事項
 - 指定管理者と市との間に生じた損害賠償に関する事項
- ・ 高槻市環境基本方針の遵守に関する事項

10 指定管理者の事業内容等の点検

指定期間が長期にわたる指定管理者には、指定管理者によるサービス水準と適正な運営の確保が最重要事項である。そのための事業実施内容の点検は欠くことができない。

また、利用者の満足度評価の必要性からも、地方自治法上要求されている事業報告書を提出させるだけでなく、事業の実施内容の点検を決めておく必要がある。

さらに、指定管理者の倒産は「公の施設」の利用に大きな影響を与えることになることから、指定管理者が管理する「公の施設」の収支状況だけでなく、指定管理者自体の経営状況等を適宜把握しておくことが必要である。

11 その他

(1) 複数の施設の指定について

指定管理者の公募は施設ごとに行うことを原則とするが、同一事業を実施している施設については、複数の施設について指定管理者を一括して公募することは、施設運営の効率性・合理性の観点から適当である。

(2) 複合施設（複数の「公の施設」が併設されている施設）に対する考え方

指定管理者は施設ごとに指定されるが、複合施設にあつては施設全体の管理及び費用負担が課題となる。複合施設を代表する施設が施設全体の管理業務を行うこととし、指定管理者を公募・決定することが望ましい。

(3) 「公の施設」の建設コストの負担に関する考え方

「公の施設」に指定管理者制度を適用する場合、当該施設の建設費用の負担のあり方を整理する必要がある。とりわけ、収益のある施設については指定管理者に応分の負担を求めるべきとの意見がある。

「公の施設」は地方自治法で定めるように、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」として、普通地方公共団体が設置するものであり、本来、地方自治体が負担すべき費用である。

指定管理者制度は、「公の施設」の管理・運営について民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を目指すものであり、指定管理者に建設費の負担を求めることは適当ではない。

しかしながら、収益性の高い施設にあつては、利用料金等が市に直接納

入される徴収委託制の適用や収益の一部を納付させることは、市の財政運営や市民感情の面からも適当である。

指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度の法制化

平成15年9月に地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことにより、従来の地方公共団体の管理権限のもとに、地方公共団体が出資した法人又は公共団体、公共的団体に限定されていた「公の施設」の管理を委託する制度から、出資法人等以外の民間事業者を含む地方公共団体が指定する者（指定管理者）が管理を行う制度に転換された。

この指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（平成15年7月総務省通知）であり、今後、「公の施設」の運営管理に当たっては、指定管理者制度を適用するか、あるいは直営として管理運営を行っていくのか、いずれかを選択することになる。

今般の地方自治法の改正による指定管理者制度の適用については、既存の委託管理施設については3年間の経過措置期間の中で対応することとなり、新規施設の委託については、法の施行日からの適用となる。

(1) 管理委託と指定管理者制度との比較

	従来の管理委託	指定管理者制度
1 受託主体	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人（1/2以上の出資等）に限定	法人、その他の団体 * 法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可
2 法的性格	〔公法上の契約関係〕 条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務、または業務の執行の委託	〔管理代行〕 「指定」により公の施設の管理権限を「指定を受けた者」に委任 委任：当該事務が受任者の職務権限となり、当該事務については、受任者がかつて自己の責任において処理する * 「指定の手續」は条例で定めることが必要
3 公の施設の管理権限	設置者たる地方自治体が有する	指定管理者が有する * 「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることが必要

施設の使用許可	受託者は不可	指定管理者が行う
基本的な利用条件の設定	受託者は不可	指定管理者は不可 * 条例で定める
不服申し立てに対する決定や、行政財産の目的外使用の許可	受託者は不可	指定管理者は不可
4 公の施設の設置者としての責任	地方自治体	地方自治体
利用者に損害を与えた場合	地方自治体にも責任が生じる	地方自治体にも責任が生じる
5 利用料金制度	採ることができる	採ることができる * 条例で定める範囲で設定が可能

(2) 公の施設について

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」（地方自治法第244条）であり、保育所、図書館、体育館など様々な施設がこれにあたる。ただし、住民の利用に供することが目的ではない市庁舎、支所、清掃事業所などは該当しない。

今般の地方自治法の改正により、公の施設の管理については指定管理者制度を適用するか、又は直営（業務の一部の委託は可）で管理をしていくのかを選択することになる。

現在、地方自治法改正前の規定に基づき管理運営委託を行っている、「公の施設」については、改正法の経過措置期間（3年間）が終了する平成18年9月1日をもって従来の管理運営委託はできなくなる。

2 指定管理者制度を適用するに当たって、地方自治法及び国の通知により必要とされる事項

(1) 条例で定めるべき事項

指定管理者制度の適用の有無、及び下記の事項を条例で定める必要がある。

指定の手續（法第244条の2第4項）

指定管理者が行う管理の基準（法第244条の2第4項）

指定管理者が行う業務の範囲（法第244条の2第4項）

（2） 指定の方法

指定管理者の指定に当たっては、議会の議決が必要。

（法第244条の2第6項）

[議決すべき事項]

- ・ 指定管理者に管理を行わせようとする「公の施設」の名称
- ・ 指定管理者となる団体の名称
- ・ 指定の期間

指定管理者の指定は、期間を定めて行うことが必要。

（法第244条の2第5項）

* 指定管理者の指定の期間は、地方自治法上、条例事項とはなっていないが議会の議決事項の内容には含まれる。

（3） 利用料金制

市が適当と認めるときは、利用料金制（「公の施設」の利用にかかる料金を指定管理者が自らの収入として収受する制度。ただし、料金の上限は市が条例で定める。）を採ることができる。

（4） 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、その管理する「公の施設」の管理の業務に関する事業報告書を提出しなければならない。（法第244条の2第7項）

（5） 協定書等の締結

指定管理者に支出する管理経費の額等、細目的事項については、市と指定管理者との協議により定めるものとし、別途両者間で協定等を締結する。

資料

管理委託されている公の施設

	スポーツ施設	所管課	委託先	今後の方針
1	前島熱利用センター	環境事業室	公営施設管理公社	
2	番田熱利用センター	下水道室	安威川・淀川右岸	
3	芥川緑地プール	公園緑政室	公営施設管理公社	
4	市民プール	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
5	城跡公園野球場	公園緑政室	公営施設管理公社	
6	萩谷総合公園野球場	公園緑政室	公営施設管理公社	
7	萩谷総合公園サッカー場	公園緑政室	公営施設管理公社	
8	萩谷総合公園テニスコート	公園緑政室	公営施設管理公社	
9	スポーツセンターテニスコート	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
10	西大樋テニスコート	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
11	郡家テニスコート	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
12	芥川緑地テニスコート	公園緑政室	公営施設管理公社	
13	青少年運動広場	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
14	南大樋運動広場	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
15	総合体育館	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
16	陸上競技場	スポーツ振興課	公営施設管理公社	
	社会教育・文化施設			
17	生涯学習センター	文化振興課	文化振興事業団	
18	交流センター	文化振興課	文化振興事業団	
19	女性センター	男女共同参画課・文振	文化振興事業団	
20	青少年センター	青少年課・文振	文化振興事業団	
21	文化ホール	文化振興課	文化振興事業団	
22	市民会館(現代劇場)	文化振興課	文化振興事業団	
23	展示館けやき	文化振興課	文化振興事業団	
24	勤労青少年ホーム	労働福祉G	公営施設管理公社	
25	芥川緑地資料館	公園緑政室	公営施設管理公社	
	福祉・医療施設			
26	阿武山老人デイサービスセンター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
27	城東老人デイサービスセンター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
28	山手老人デイサービスセンター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
29	養護老人ホーム	高齢福祉課	社会福祉事業団	
30	富田老人福祉センター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
31	郡家老人福祉センター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
32	春日老人福祉センター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
33	芝生老人福祉センター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
34	山手老人福祉センター	高齢福祉課	社会福祉事業団	
35	つきのき学園	障害福祉課	社会福祉事業団	
36	療育園	障害福祉課	社会福祉事業団	
37	かしのき園	障害福祉課	社会福祉事業団	
38	うの花療育園	障害福祉課	聖ヨハネ学園	
39	障害者福祉センター	障害者福祉センター	* 聖ヨハネ学園	
40	口腔保健センター	医療課	歯科医師会	
41	高槻島本夜間休日応急診療所	医療課	三島救急医療センタ	
	その他施設			
42	弁天駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	

43	高槻南立体駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	
44	桃園駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	
45	紺屋町自転車駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	
46	紺屋町第2自転車駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	
47	摂津富田駅前自転車駐車場	交通安全課	駐車場整備センター	
48	高槻駅北自転車駐車場	交通安全課	駐車場整備センター	
49	高槻駅北第2自転車駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	
50	高槻駅南自転車駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	
51	高槻自転車駐車場	交通安全課	公営施設管理公社	